平成２４年（フ）第１２５０４号
東京都北区中十条３―24―14　田園荘12、住民票上の住所青森県青森市小柳１丁目６―20
債務者　中村　高史
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５２１号
東京都練馬区下石神井１丁目６―13
債務者　鈴木　愛
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５２２号
埼玉県東松山市日吉町３―33　スイング日吉Ｂ―101
債務者　柳澤由紀子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５２３号
東京都足立区谷中２丁目12―５
債務者　春藤　照夫
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５２４号
東京都板橋区常盤台１丁目66―３―101
債務者　酒井　昇
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５２５号
東京都足立区扇３丁目25―５―201
債務者　齊藤　良一
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５２６号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目16―１　レオパレス久里浜第８―107
債務者　宮地　絢子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５２７号
埼玉県所沢市泉町1857―37
債務者　山家　琴美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５３２号
埼玉県上尾市愛宕１丁目６―15―101
債務者　讃良日登志
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５３３号
神奈川県横須賀市秋谷１―10―12　湘南ライフタウンＡ―201、住民票上の住所神奈川県横浜市戸塚区戸塚町3501―５―404
債務者　小川　聡美（旧姓小宮）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５３４号
神奈川県藤沢市南藤沢９―６―501
債務者　中島　亜美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５３５号
東京都荒川区東尾久３丁目35―４―202
債務者　高宮　誠
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５４３号
東京都品川区中延４丁目16―15―102
債務者　大谷　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５５２号
東京都練馬区谷原４丁目20―17
債務者　鈴木　朝行
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５５３号
東京都練馬区谷原４丁目20―17
債務者　鈴木　直子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部